

近組 2022-028 号

2022 年 9 月 16 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 光永 靖

### 団体交渉要求書

近畿大学教職員組合は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）による新型コロナ感染者の療養期間短縮措置について抗議するとともに、撤回を求める。

9月9日付で、メディカルサポートセンターから、「新型コロナ感染者の療養期間短縮について」という通知が各学生センターにあてて発せられた。政府の方針変更を受けたものであるが、今回の政府方針の策定に際しては、専門家会合においても「リスク評価に基づいた検討ができていない」、「感染リスクが10%を超えるレベルで療養解除を判断するのは、科学的に許容可能な範囲を超えている」という反対意見が出たことが報道されている (<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220908/k10013809021000.html>)。

要するに、政治的な判断で療養期間が短縮されたに過ぎないのであり、貴法人がそのような判断に追随する必要は全くない。メディカルサポートセンターは、「療養期間は短縮されますが、有症状者は10日間、無症状者は7日間、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします」と述べているが、出勤を認めれば「自主的な感染予防行動の徹底」がなされないのは火を見るよりも明らかである。

発症から8日目の時点でも10%以上の方がウイルスを排出するというデータがある以上、「療養期間」が終了したとしても、出勤は控えるよう指示すべきである。安易な緩和は現場の教職員・学生らを危険に晒すものでしかない。

即時の回答を求める。

以上